

## 香芝市郵便入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市契約規則（昭和39年香芝市規則第7号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づく香芝市（以下「市」という。）の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、市が実施する競争入札の中から、あらかじめ市長が指定するものとする。

(公告等)

第3条 市長は、郵便入札を実施する場合は、公告又は指名通知書において郵便入札による入札として指定し、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

(1) 入札書の郵送方法

(2) 日本郵便株式会社香芝郵便局への入札書の到着期限日（以下「到着期限日」という。）

(3) 入札書の送付先

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札に係る費用)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、全て入札参加者の負担とする。

(入札回数等)

第5条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。ただし、落札者がいないときは、1回に限り再度入札に付することができる。

2 再度入札に付するときは、入札執行者は直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知するものとし、到着期限日及び開札日は入札執行者の指示する日とする。

3 再度入札には、第3条の規定は適用しないものとする。

(入札書の送付方法)

第6条 郵便入札の入札参加者は、入札書を郵便入札用封筒（別記様式）を用いて、一般書留又は簡易書留により日本郵便株式会社香芝郵便局留で、到着期限日までに到達するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定により、入札書を郵送する場合は、郵便入札用封筒に入れて封かんし、表面に開札日及び件名を記載するとともに裏面に入札参加者名として、入札参加者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載し

なければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札を辞退する場合は、辞退届を開札日の前日までに前条第1項の方法による郵送又は入札担当課に持参しなければならない。

- 2 入札参加者は、既に市に到達した入札書に係る郵便入札を辞退することができない。ただし、当該入札書発送後における他の公共工事の落札又は当該入札に係る配置予定技術者の事故を理由に、既に入札書を提出した工事の入札について、その開札までに辞退届を提出した場合は、この限りでない。

(入札の開札等)

第8条 市長は、入札書が到達したときは、郵便入札用封筒を開封せず、開札日時まで必要な方法で厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 3 開札は、あらかじめ指定した開札日時及び場所において、郵便入札用封筒が未開封であることを、次条に規定する開札の立会人の全てが確認した後、執行するものとする。

(開札の立会い)

第9条 開札に当たっては、入札事務に関係のない職員1名以上を立ち合わせるものとする。

- 2 入札参加者で当該開札の立会いを希望する者は、1名に限り開札に立ち会うことができる。
- 3 前項の規定による開札の立会人は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。ただし、入札参加者が他の入札参加者の代理人となること及び代理人が同一入札において複数の代理人となることはできない。
- 4 前項の委任の証明は、委任状を提示することにより行う。

(入札の無効)

第10条 規則第9条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (2) 到着期限日を過ぎて到着したもの
- (3) 郵便入札用封筒以外の封筒で入札書を郵送したもの
- (4) 郵便入札用封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (5) 郵便入札用封筒に記載された件名と同封された入札書の件名の異なるもの
- (6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限内において、最低価格で入札をしたもの（最低制限価格を設定している場合にあつては、最低制限価格未満で入札した者を除く。）を落札者とする。この場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定する。

2 くじを引くべき入札参加者が、当該開札に立会人として参加している場合はその者がくじを引き、参加していない場合は第9条第1項に規定する職員に当該入札参加者に代わってくじを引かせるものとする。

3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、第9条第1項に規定する職員にくじを引かせるものとする。

4 前2項の規定により第9条第1項に規定する職員がくじを引くときは、当該職員1人で複数の入札参加者に係るくじを引くことができるものとする。

(入札結果の通知)

第12条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者に速やかに入札結果を通知しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

開札日	年 月 日	開札
	件 名	

入札書在中



備考

1 封筒の指定サイズは、日本産業規格長形3号（長さ23.5センチメートル、幅12センチメートル）とします。

2 必須記載事項

(1) 表面

ア 宛 先 〒639-0299 日本郵便株式会社 香芝郵便局留  
香芝市役所宛

イ 開札日 公告又は指名通知書に記載されている入札（開札）日を記入してください。郵便局への差出日ではありませんので、注意してください。

ウ 件 名 公告又は指名通知書に記載されている件名を記入してください。誤字、脱字等に注意してください。同封された入札書の件名が相違する場合は、無効となりますので、注意してください。

エ 必ず「入札書在中」と記載してください。

(2) 裏面 差出人名として、**商号（名称）及び氏名**を記載してください。

氏名は代表者の氏名